

# 会 議 録

## 1 会議名

平成27年度第6回三和区地域協議会

## 2 議題

- (1) 平成27年度地域活動支援事業の審査について（公開）
- (2) 三和薬師いこいの森の廃止について（諮問）（公開）
- (3) その他（公開）

## 3 開催日時

平成27年10月1日（木）午後1時30分から午後3時35分まで

## 4 開催場所

三和コミュニティプラザ 2階 会議室1

## 5 傍聴人の数

0人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者の氏名

- ・委員：田内会長、小山田副会長、江口委員、大原委員、岡本委員、金井委員、  
小林則子委員、白鳥委員、竹内委員、田辺委員、平林委員、松井隆夫委員、  
松井 孝委員、山口委員

（15人中14人出席）

- ・事務局：人権・同和对策室 渡邊室長、小林係長  
農林水産整備課 川瀬課長、布施主任  
社会教育課 大坪主事  
三和区総合事務所 佐藤所長、古田次長、池田市民生活・福祉グループ長、  
保坂班長、浅野主事（以下、グループ長はG長と表記）

## 8 発言の内容（要旨）

### 【古田次長】

- ・会議の開会を宣言
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出

席を確認、会議の成立を報告。

- ・同条例第8条第1項の規定により、議長は会長が務める。

**【田内会長】**

— 挨拶 —

- ・会議録の確認：竹内委員に依頼。

議題(1)に入る前に、人権・同和対策室から「市民セミナー」について案内がきている。

本来は「その他」で取扱うものだが、進行の都合上、最初をお願いしたい。

事務局に説明を求める。

(人権・同和対策室職員 入室)

**【古田次長】**

人権・同和対策室職員紹介 渡邊室長 小林係長

**【渡邊室長】**

資料No.4 人権・同和問題を考える市民セミナーについて により説明。

**【田内会長】**

質疑を求める。

(質疑なし)

**【田内会長】**

議題(1)「平成27年度地域活動支援事業の審査について」

地域活動支援事業の3次募集を9月1日から15日まで行ったが、2件の提案があった。

本日、この2件についてヒアリングを実施する場合も含め、審査・採択決定まで進めたい。

地域活動支援事業の質問と回答ということで配付があったが、その結果も加味しながら進めていきたい。

まず、事務局から「質問と回答」について説明をお願いしたい。

**【保坂班長】**

2つの提案事業に係る「質問と回答」について、配付済資料によって説明。

**【田内会長】**

「質問と回答」に関連した質疑を求める。

**【平林委員】**

整理No.1の「大型ワンタッチテントの充足事業」についてだが、提案書によれば代表理

事3名の合議により申請を決定したとある。この中には田内会長も含まれていると考えられるので、審査から外れていただいたほうがよいのではないかと。

【田内会長】

それは、今の「質問と回答」の内容と関係ないので後にしてほしい。

【白鳥委員】

整理No.2の「民話を語り継ぐ伝承事業」の質問で、見積書の合計が1,500千円となり、事業費と開きがあるとあるが、質問者が比較のための見積額も含めて計算してしまったということか。

【保坂班長】

そのとおりである。

(ほかに質疑なし)

【田内会長】

それでは、提案事業に対してヒアリングを実施すべきかの判断をしていきたい。

整理No.1の「大型ワンタッチテントの充足事業」についていかがか。

【松井隆夫委員】

この案件については、タイトルの違いはあるが、内容的には過去に審査したものと同類であり、審査の対象にならないと思う。ヒアリングは必要だ。

【田内会長】

ほかに意見はないか。

決を採らせていただく。(挙手による採決)

絶対多数でヒアリングは実施しないこととする。

整理No.2の「民話を語り継ぐ伝承事業」についてはどうか。

(挙手による採決)

絶対多数でヒアリングは実施しないこととする。

引き続き審査に入りたい。

【松井隆夫委員】

先ほどの発言で勘違いをしていた。整理No.1ではなく整理No.2についての意見であり、訂正し取り消す。

【田内会長】

今回、提案された事業は2件で、補助希望額の合計は1,935千円である。三和区の3次

募集予算額は2,018千円であるので、83千円の残額となっている。

審査の前に審査手順の確認をしておきたい。

事前に配付されている審査手順に基づき審査を行う。また、審査基準により、目的に合致しない事業に該当した場合、及び共通審査基準の点数が13点未満の場合については不採択とする。地域協議会委員が事業の提案団体の長を兼ねる場合、当該事業の審査において除外され、退室をお願いすることになる。

もう一点、予算残額の追加募集を行うかどうかについては、前回の地域協議会において第3次募集で終了することで合意をいただいているが、審査後に改めて確認を行いたい。

この件についてよいか。

(異議なし)

#### 【田内会長】

先ほど、平林委員から、私が三和区振興会の代表理事なので、整理No.1の事業の審査から外れるべきだとの意見があったが、みなさんの意見をお聞きしたい。

あくまで、三和区振興会は理事長が最高責任者となっている。ただ、組織内では理事が3名共同責任を負う意味で代表理事として運営をしているものである。

#### 【松井隆夫委員】

提案書には、代表理事3人で合議をして申請を決定したとある。これは申請者として捉えられる。きちっと中身を理解しなければならない。

#### 【白鳥委員】

今までもいくつか三和区振興会の提案事業があり採択されてきた経過を踏まえると、今回も田内会長からは審査に参加していただいてもよいと考える。

#### 【松井隆夫委員】

よく文面を読んでもらいたい。三和区振興会の今までの提案事業には、代表理事3人で合議して申請を決定したとの文言はない。今回は意味合いが違う。

#### 【白鳥委員】

例えば、町内会で提案する場合、町内会の役員で審議する。その場合、地域協議会委員に関係者がいた場合、審議から外れるということか。

#### 【平林委員】

それとは少し違う。今回は、3人の代表理事で合議し決定したとある。今までの例を見れば小林則子委員、小林康一委員が代表ではないが、提案事業に関わっていたため、自分

の責任において審査に加わらなかったこともある。

**【白鳥委員】**

それは、事業の提案に関わられたので自主的に退席されたものであり、今言われているのは、関わった人は審査からはずれてもらうというものだ。

**【松井隆夫委員】**

なぜそんなに固執するのか。常識的に考えれば当たり前のことだ。

**【田内会長】**

三和区振興会の代表理事は、ルール上共同責任を外に対して負うときのものであって、運営上は、理事長、副理事長、事務局長の順番があり、申請者はあくまでも理事長である。

たまたま、今回は理事会を開く時間がなかったため、代表理事3人で協議し理事長名で申請しただけである。先ほど、審査を自主的に辞退された委員の話もあったが、だんだんエスカレートしていった、事業に関係した人すべてが審査に加わってはいけないことになっても困ると考えている。毎回同じことの繰り返しであるが、代表者は審査から外れることになっている。

**【平林委員】**

今回の件は全く違う。

**【松井 孝委員】**

地域協議会委員が町内会などで提案事業に関わってきたとき、審査に加わるかどうかは委員の自主的な判断に任せられていたが、どちらかというところ、審査に加わらないほうがよいと考える。自分が関わった事業を採点するとなれば公平性に問題がでてくるだろう。

**【小林則子委員】**

確認の意味であるが、当初に採択された「三和区老人クラブ連合会創立50周年記念事業」について、私は、計画立案に関わってきたので、自分の気持ちとして自主的に審査を辞退したものである。あくまでも自主的な判断である。

**【小山田副会長】**

両方の考え方も理解できるが、三和区振興会の事務局長として事業提案に関わられていた会長さんからは、審査から外れていただいたほうがすっきりすると思う。いつまでもこんなことでガチャガチャしている場合ではない。

**【白鳥委員】**

今までの決め事は、提案団体の代表者は審査から外れるということであり、今ここで

関係者全員が審査から外れるというような決め事にしてほしくない。あくまで、今までどおりにしていただきたい。

**【平林委員】**

私が最初にお願ひしたのは、代表理事3人の合議で決定とあつたため、その代表理事である会長からは、自主的判断により審査から外れてほしいということである。

**【田内会長】**

最終的なルールの確認をしておきたい。

今までどおり、代表者が審査から外れることでよいか。

(賛成多数)

ルールはこれからも変えないことでいきたい。

この件についていろいろな意見もあるようなので、私は、整理No.1の「大型ワンタッチテントの充足事業」の審査から外れることとする。あくまでも自主的なものである。

(田内会長 退室) 議長を副会長に交代

**【小山田副会長】**

それでは、提案された事業について審査を行う。

「整理No.1 高齢者にもやさしい場の利用事業」について、事務局に補足説明を求める。

(補足説明なし)

基本審査項目、優先採択項目、共通審査基準の順番に審査をお願いしたい。

(委員各自が採点票に記入)

(採点終了後、事務局が採点票を回収する)

(田内会長 入室) 議長交代

**【田内会長】**

「整理No.2 民話を語り継ぐ伝承事業」について、事務局に説明を求める。

(補足説明なし)

**【山口委員】**

提案団体の代表なので審査から外れる。

(山口委員 退室)

**【田内会長】**

基本審査項目、優先採択項目、共通審査基準の順番に審査をお願いしたい。

(委員各自が採点票に記入)

(採点終了後、事務局が採点票を回収する)

(山口委員 入室)

【田内会長】

全案件の採点が終了した。これより事務局が集計を行う。続いて、議題(2)の「三和薬師いこいの森の廃止について」の諮問に入りたい。

(農林水産整備課職員 入室)

【田内会長】

議題(2)「三和薬師いこいの森の廃止について」の諮問

別紙、資料No.1「三和薬師いこいの森の廃止について」のとおり、上越市長から諮問があった。事務局から諮問と説明を受けた後審議し、意見をまとめ答申していきたい。事務局から諮問と説明をお願いしたい。

【古田次長】

農林水産整備課職員紹介

川瀬農林水産整備課長

同課 林業水産係 布施主任

【川瀬課長】

資料No.1 三和薬師いこいの森の廃止について(諮問)により説明する。

【田内会長】

質疑を求める。

【松井 孝委員】

廃止についてはやむを得ないと考えているが、周辺の米と酒の謎蔵、ホテル米本陣とどちらの整備が先だったのか。

【佐藤所長】

薬師いこいの森については、農林水産整備課長の説明のとおりである。米と酒の謎蔵は同時期、ホテル米本陣はその後である。

【松井 孝委員】

宮崎新田の産業廃棄物の問題がでたのはいつ頃だったか。施設整備の時期を見通したときに、当時の話であるが、あそこまで整備が必要だったのか疑念を感じる。

【松井隆夫委員】

いい施設だと思っている。草刈りくらいの維持経費があれば可能だと思うので、ホテル

米本陣あたりでキャンプファイヤーなどの利活用ができないものか。また、看板なども少ない。行政は施設を作った後のPRが足りない。廃止予定のすべての施設についてもっと利活用を考えてもらいたい。

**【川瀬課長】**

三和薬師いこいの森としてはPRしていなかったと思う。ただ、市民の森として三和薬師いこいの森を含めて市内に6箇所あり、昨年度に森林施設を合わせたパンフレットを作成し小中学校に配布したりホームページでPRをした。PRとしては小さいかもしれないが、全くしてこなかったわけではない。

**【松井隆夫委員】**

市は主だった施設ばかり視野に入れ、13区のこのような施設については目が行き届いていない。学校にパンフレットを配るだけでなく、もっと掘り下げて考えてもらいたい。

**【小山田副会長】**

たまに行ってみるが、よく地元で管理されてきたなと思うし、もったいない施設であると考えているが、廃止後は管理もなくなると思うが行方はどうなるのか。

**【川瀬課長】**

行方ということであるが、廃止となれば大東町内会に委託していた管理もなくなるので、草などは生えたままということになる。

**【平林委員】**

三和区として今後の活用を考えていかなければならない施設だと思うが、設置目的からすれば、子どもたちの林間学習的な事業にまだまだ利用できるのではないかな。もう少し利活用できるのではないかな。

**【川瀬課長】**

利活用ということであるが、例えば学校関係の利用で言えば、桑取に市民の森がある。

ここは指定管理で運営しているが、管理棟もあり管理人も常駐している。ここにはプログラムがあり学習機能も備わっているので、こうしたところを利用してもらえればと考えている。

**【白鳥委員】**

取付道路は軽トラが通れるくらいだそうだが、駐車場もあるし廃止の際は通行止めなどの措置をされるのか。ゴミの不法投棄も考えられる。



**【布施主任】**

駐車場からの管理道路入り口には車止めがついているので、通常、車は入れない。ただ、草刈りなどの管理の場合、車止を外して入っている。脱着可能な状況である。

**【川瀬課長】**

跡地の処理であるが、廃止となった旨の看板表示や、施設を見ながら必要な対応をしていきたい。

**【山口委員】**

観光との結びつきで全国的な話だが、今、温泉に宿泊して街中をウォーキングする人たちが増えている。鶉の浜温泉にもこうしたものはない。市の観光の中で、例えば三セクに委託することも考えられるはずだ。1泊あるいは2泊してくださいと言ったときに、お客さんは歩きたいし散策したい。周遊コース、ウォーキングコース、ランニングコースを考えられないかということだ。観光全般に言えることだ。お金に余裕のある団塊の世代を取り込もうとしていない。ホテル米本陣に委託すればもっと人が来ると思う。

**【佐藤所長】**

山口委員の意見であるが、私も過去に市道や林道を使えばアップダウンのある周遊コースもできることから、三セクと相談してみたことがあった。現在の経営者もそのことは承知していると思うが、三セクももう少し力が付けば実現するかもしれないと期待している。

周遊型の観光資源としての活用は大事なことであるので、観光部局と話をしてみたいと考えている。

**【岡本委員】**

廃止されるとその後はそのままとなり荒れてくると思う。荒れたところを利活用のためホテル米本陣に委託して散策コースを作るとなると大変である。まだ、利活用の可能性を考えられるとしたら、廃止の期限を先延ばしにしてほしい。利用率が低いから何でも廃止にするのは13区に住む者にとっては寂しいものである。柔軟な対応はできないものか。

**【川瀬課長】**

市としては、利用率の話ばかりになってしまうが、利用実態からして来年の3月末で公の施設としては廃止させていただきたい。

**【松井 孝委員】**

廃止されたあとの利活用については、この施設だけの問題ではない。近くの米と酒の謎蔵も似たような話もある。総じて市が手放した施設をどうするのか。どこが主体となって

考え利活用するのか、市としても何か提案をするとかアドバイスをするとかが必要だと思ふ。それがなく、市は止めた、後は皆さんで考えろでは、任された地域は大変である。

いこいの森より重大なのは米と酒の謎蔵だ。ゴミ捨て場にでもなれば過去の産廃問題より大変かもしれない。いい知恵を地域に落としてもらいたい。

【白鳥委員】

今後のスケジュールについてお聞きしたい。

【川瀬課長】

予定としては、条例の改正ということで12月議会に提出したいと考えている。

【田内会長】

意見が出尽くしたようなので、今回の諮問事項についてまとめていきたい。

皆さんの意見としては、利活用を考えるべきだということと、産廃の捨て場にならないように車の出入りを制限する処置をとること、それから、利活用の方向性がでるまで半年なり廃止を先延ばしできないかというような意見だと思うが、付帯意見としてつけるかどうか。

【松井隆夫委員】

意見書として提出したらどうか。

【田内会長】

基本的には廃止の方向でもやむを得ないことと考えてよいか。

(異議なし)

【平林委員】

付帯意見を付けた場合に、議会への提案に考慮されるのか。

【松井隆夫委員】

議会の前に委員会で審議されるだろう。

【佐藤所長】

議会に提案するのでその前に委員会で審議される。今回は市長からの諮問であり、皆さんから意見が出されれば市長はそれを見て諮問案件をどうするか判断する。その後、議会に提案となるが、その際に皆さんの意見が議会にでていくことはない。あくまでも、皆さんの意見を見て議会に提案するかしないかの判断をするだけである。

【田内会長】

それでは、諮問第70号三和薬師いこいの森の廃止について、適当と認めることとし、な

お、3つの意見を付帯意見として添付することとしてよいか。

(異議なし)

【佐藤所長】

先ほど皆さんから意見をいただき付帯意見を付けるということだが、その意見の中で、廃止を先延ばしできないかという意見があった。今回の諮問は、平成28年3月31日で廃止するという諮問なので、先延ばしをするということは、諮問内容を認めないことになると考えられる。

【山口委員】

今日、ここで結論を出さなくてはならないか。

【田内会長】

スケジュール的に次回でも議会提案に間に合うか。

【佐藤所長】

先ほど説明させていただいた議会に提案する日程を考えると、10月の下旬頃には答申をいただきたい。

【白鳥委員】

気になる点がひとつ。今まで、管理は大東町内会でされていたということだが、大東町内会の意見などは聴かれたのか。

【竹内委員】

説明はない。町内会長は聞いているかもしれないが。

【佐藤所長】

地元の町内会長さんからは早い段階で廃止について了解をいただいている。

【田内会長】

先ほどの3つの付帯意見を付けるということは、否となるのではないかということであった。3つ目の廃止の時期の先延ばしに拘れば、ここでは駄目という返事をせざるを得ないかがいかがか。

【山口委員】

廃止することを前提としているが、廃止以外の提案はなかったのか。止めるときの説明ばかりで、止めない場合の1案2案3案はないのか。それらをやってみて駄目だったということであれば分かるが。地元町内会長だけ知っているだけでは上手くないのではないか。

**【田内会長】**

市でもう一度地元町内会長に話をして、町内会で意見交換をしてほしいということが先決ではないか。

**【佐藤所長】**

今ほど話があった内容を地元の大東町内会に話をするとか、ほかに利活用の方法がないのか、多方面にわたって検討を加え改めて諮問させていただきたい。

**【田内会長】**

先ほどの説明のとおり、10月の下旬には答申をしなければならないので、10月20日過ぎに再審議することにし、本日は保留としたいがよろしいか。

(異議なし)

それでは、議題(2)を終了する。

(農林水産整備課職員 退室)

**【田内会長】**

それでは、議題(1)の平成27年度地域活動支援事業の審査に戻る。

(採点表を配付)

**【田内会長】**

配付された採点一覧表の結果から、2案件とも採択不可となるが、これでよいか。

(異議なし)

**【田内会長】**

冒頭、お話ししたとおり、残額の2,018千円については、追加募集を行わないこととし、市へお返しすることとしたい。

(異議なし)

**【田内会長】**

議題(3)「その他について」である。

諮問の答申に対する担当課からの通知について、事務局に説明を求める。

**【保坂班長】**

資料No.2 新市建設計画の変更について(答申)、資料No.3 新市建設計画の変更について(通知)について説明

(異議なし)

**【田内会長】**

地域活動支援事業に係る地域協議会委員からの意見・課題について、事務局に説明を求める。

**【保坂班長】**

資料No.5 地域活動支援事業に係る地域協議会委員からの意見・課題について説明

**【田内会長】**

質疑を求める。

**【松井隆夫委員】**

2番目の項目については三和区で解決できると思う。1番と3番について包括的にまとめて提案したらどうか。

**【山口委員】**

上越市として合併のために作った組織であるが、合併して10年たった今、地域協議会は必要なのかどうか、どんな具合か。

**【佐藤所長】**

明確に答えることは難しい。13区から始まった地域協議会であるが、その後、合併前上越市でも15の自治区が生まれている。この中では、恒久的な組織と言われている。ただ、地域協議会も課題を抱えている中でいろいろ検討されていることも事実である。地域協議会が、その地域を活性化させていくための活動方法はなにかとの模索もあるが、議会、町内会長協議会などとの役割・兼ね合いなどもあり、非常にデリケートなものである。

**【田内会長】**

地域協議会会長会議での雰囲気としては、止めたほうがよいという意見はでていない。

**【山口委員】**

地域協議会の性質を考えたとき、三和区の地域協議会はゼロである。私たちが、案件をどのように解決し、あるいは市長に諮問していくかということを真剣に議論する場でなければならない。次の委員さんたちにきちっとしていくべきではないか。

今は、諮問とか何か出されたときにその都度議論しているが、本来は違うものである。

行政、総合事務所と一緒にあって5,000人市民のためにどうあるべきか本当に考えるとするならば、もっと違う意味の地域協議会だと思う。

**【平林委員】**

1番目の項目は私が提案したものであり、抜本的な改革が必要なものもあるが、地域活

動支援事業については、何か考えなければならぬ時期にきているのではないか。

**【田内会長】**

提案された意見・課題については、ある程度会長会議でも出されているが、その地区の地域協議会で解決できるものもあると考えられる。順番に考えていきたい。1 番目の項目についていかがか。

**【白鳥委員】**

市の財政がひっ迫している中で、28 区の地域活動支援事業に係る予算は膨大なものである。このような状況の中で、本当にこの事業が必要なのか疑問を感じている。個人的には必要のない事業と考えているが、地域支援活動事業の在り方について見直す時期にきているのではないか。

**【田内会長】**

全く同感で、三和区にとっては地域活動支援事業にさほど拘らなくてよいのではと考えている。三和区としては、地域活動支援事業を再考する時期に来ているのではないかと、意見をひとつにまとめて提起するのがよいのではないか。

**【松井隆夫委員】**

地域協議会と市あるいは市議会との関連性・連携を掘り下げて考えていく必要がある。全体的な枠組みで検討すべきものはたくさんある。

**【平林委員】**

会長の意見に賛成である。

**【山口委員】**

地域活動支援事業は町内会提案が多く採択されている。この事業について区内の 46 町内会長がどのように捉えているかである。一例であるが、合併前上越市のある地区で、イベントの着ぐるみひとつ 80 万円が補助されている。これはありなのか。でも採択されている。

例えば、里公地区の町内会が集まって何かしようと。いわゆる地域活性化である。これがあればよいが、三和区にはない。こうなればもっと変わってくると思う。それから、若い人や女性を地域協議会委員に出したいのは十分わかるが、町内会の役員もやる人がいない。無理やり出すわけにもいかないし、相当困難と考える。

**【田内会長】**

それでは、この意見・課題をひとつに絞って、地域活動支援事業の在り方について再考する時期がきたとする文言に統一し提出したいが、よろしいか。

(異議なし)

事務局で整理をお願いしたい。

【田内会長】

地域活動支援事業のアフターフォローについて、事務局に説明を求める。

【保坂班長】

資料No.6 地域活動支援事業アフターフォローについて説明

(異議なし)

【田内会長】

実施時期については、事務局と相談してほしい。

【田内会長】

元気が出るふるさと講座について、事務局に説明を求める。

(社会教育課 大坪主事入室)

【古田次長】

社会教育課職員紹介

社会教育係 大坪主事

【大坪主事】

資料No.7 元気がでるふるさと講座（三和編）について説明

(地域協議会委員への参加をお願いする)

【田内会長】

次回の会議について、事務局に説明を求める。

【古田次長】

次回につきましては、三和区地域協議会の委員研修や今ほどの「三和薬師いこいの森の廃止について」についての答申の関係があるので、10月末の開催を考えている。日程については会長に一任してほしい。

(異議なし)

【田内会長】

以上をもって平成27年度第6回三和区地域協議会を閉会とする。

## 9 問合せ先

三和区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL : 025-532-2323 (内線 215)

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。